

地方事務所地域福祉チームリーダー
市町村障害福祉担当課長
(療養介護及び地域活動支援センター
を除く、日中活動の場である)
障害福祉サービス事業者
旧法指定施設の施設長

様

長野県社会部障害福祉チームリーダー

日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いについて (通知)

このことについては、平成 18 年 8 月 28 日付け 18 障第 245 号「通所施設を利用する場合の利用日数の取扱いについて」(県障害福祉チームリーダー通知)により、通所による指定施設支援等の利用日数は、原則、各月の日数から 8 日を差し引いた日数(以下「原則の日数」という。)を限度とした利用を、平成 18 年 7 月 1 日から適用することとしているところです。

この度、平成 18 年 10 月からのこの事務処理等について、平成 18 年 9 月 28 日付け障発第 0928001 号「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知(以下「国通知」という。別添のとおり。))の通知があり、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理等は国通知とともに、日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の例外に係る事務を下記のとおり取り扱うこととしますので、適切な事務処理が行われますよう御配慮を願います。

なお、平成 18 年 8 月 28 日付け 18 障第 245 号(県障害福祉チームリーダー通知)は、平成 18 年 9 月末日までの通所施設を利用する場合までの事務の取扱いとします。

記

1 日中活動サービス等

障害者自立支援法の障害福祉サービスのうちの、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練。宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)。旧法施設支援(通所)

2 原則の日数について

(利用者 1 人 1 月当たりの利用日数) = (各月の日数) - 8 日			
1 か月の日数	該当の月	年間の月数	原則の日数
31 日	1 月、3 月、5 月、7 月、 8 月、10 月、12 月	7 か月	23 日
30 日	4 月、6 月、9 月、11 月	4 か月	22 日
28 日又は 29 日	2 月	1 か月	20 日又は 21 日

3 国通知の「3事務処理について」の「(1)上記2の(2)の例外の の場合」の県への届出について

(1) 届出の対象事業者等

上記の1の事業者等で、年間事業計画等により、原則日数を超える支援が必要となる月があると判断できる場合

(2) 届出書類の提出

平成18年10月1日以降、原則の日数を超えて支援を行う必要がある通所施設は、「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)届出書」(別紙1)及び「利用日数に係る特例の適用を受ける場合の利用日数管理票」(別紙2 事業所・施設名、対象期間、原則日数の総和(内訳を含む。)、対象期間内における各月の利用日数(内訳を含む。)のみ記載)により県知事あて届け出ること。なお、届出書の提出に当たっては、原則、当該施設所在地を所管する地方事務所を経由すること。

(3) 届出の方法

届出は、年1回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。また、対象期間の変更に当たっては、変更を事前に届け出ること。

(4) 届出に係る利用者の介護給付費等の請求

届け出た対象期間内に、該当の利用者の請求に当たっては、「利用日数に係る特例の適用を受ける場合の利用日数管理票」(別紙2)を作成し、市町村へ提出すること。

(5) 届出の受理について

県は、届出を受理した場合は、届出者及び関係の市町村へ届出受理の通知を行う。

(6) 届出等の様式の県ホームページへの掲載

長野県ホームページのトップページ最上部の

「組織でさがす」 「本庁欄の『障害福祉チーム』」「『障害者自立支援法』について」

「7.その他」をクリック

4 国通知の「3事務処理について」の「(2)及び(3)2の(2)の例外の 及び の場合」の受給者証への記載

市町村は、平成18年10月から使用される障害福祉サービス受給者証の交付に当たっては、受給者証の「支給量等」欄に、原則の日数を超える支援が必要となる日数、又は国通知の2の(2)の例外の の場合は、平成19年3月末日までの取扱いである旨を記載してください。

5 利用日数の例外に係る報酬算定の対象外について

県による届出受理(国通知の3事務処理についての(1)の)がある場合で、対象期間の原則日数の総和を超えて請求があった場合、及び市町村による判断等(国通知の3事務処理についての(2)及び(3))によらない場合には、超過日数分は報酬算定の対象となりません。

担 当	社会部障害福祉チーム施設支援ユニット
	(〒380-8570(個別番号) 長野県庁)
	(TL) 寺沢 博文
	(身障施設) 加藤 慎吾 (知障施設) 中澤 秀二
電話直通	026-235-7149
FAX	026-234-2369
防災行政無線	8-231-2393
Email	fukushi@pref.nagano.jp